

議案第86号

山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理について

山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月7日提出

山都町長 梅田 穂

(提案理由)

本町職員の定年が段階的に引き上げられること、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年前再任用短時間勤務の制度を設けること等を内容とする山都町職員の定年等に関する条例（平成17年山都町条例第31号）の一部改正に伴い、関係条例を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和　　年　　月　　日

山都町長

山都町条例第　　号

山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(公益的法人等への山都町職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 公益的法人等への山都町職員の派遣等に関する条例（平成17年山都町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 山都町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条第1号中「（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 山都町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(山都町職員の再任用に関する条例の廃止)

第2条 山都町職員の再任用に関する条例（平成17年山都町条例第32号）

は、廃止する。

(山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年山都町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 山都町職員の育児休業等に関する条例（平成17年山都町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 山都町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第9条第3号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 山都町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第3条第5項の項を削り、同表第10条第2項第2号の項及び第13条第2項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の表第10条第2項第2号の項及び第13条第2項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、

「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 山都町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年山都町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項を次のように改める。

5 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条の2を削る。

第4条第3項中「その者」を「当該職員」に改める。

第10条第1項第1号及び第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号及び第3号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改

める。

第18条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第10項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級及び第6条第1項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

（2） 山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年山都町条例第 号）による改正前の山都町職員の定年等に関する条例（平成17年山都町条例第31号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

（3） 山都町職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

（4） 山都町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

10 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であ

って、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1 1 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1 2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第10項及び第11項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 3 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第10項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第18条第5項（第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第18条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。

15 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1行政職給料表職員の区分の欄、別表第2イ医療職給料表（1）職員の区分の欄、別表第2ロ医療職給料表（2）職員の区分の欄及び別表第2ハ医療職給料表（3）職員の区分の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第6条 山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年山都町条例第45号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

（山都町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第7条 山都町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年山都町条例第143号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第20条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された」を「第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、管理者が定める額とする。

(山都町職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 山都町職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年山都町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(山都町職員の退職管理に関する条例の一部改正)

第9条 山都町職員の退職管理に関する条例（平成28年山都町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第10条 山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年山都町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(公益的法人等への山都町職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この条において「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員であつ

て、短時間勤務の職（令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職いう。）を占める職員を除く。）に対する第1条の規定による改正後の公益的法人等への山都町職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第9条第1号の規定の適用については、これらの規定中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職いう。）を占める職員を除く。）を除く。）」とする。

（山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この条において「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）であって令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）は、第3条の規定による改正後の山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項、同条例第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号の規定を適用する。

（山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 第5条の規定による改正後の山都町一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職給与条例」という。）附則第8項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この条において「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6

項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項までの規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。）のうち暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員であつて令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下この条において同じ。）を除いた職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後的一般職給与条例第3条第5項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される山都町一般職の職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第3条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される山都町一般職の職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第3条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の一般職給与条例第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の一般職給与条例第18条第3項の規定を適用する。
- 7 改正後の一般職給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 8 山都町一般職の職員の給与に関する条例第6条第1項、第4項及び第6項から第8項まで、第7条の3から第9条の2まで並びに第10条の3並びに改正後の一般職給与条例第4条第3項、第4項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。
(山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第6条の規定による改正後の山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の2及び第6条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

(山都町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 第7条の規定による改正後の山都町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第8条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員には適用しない。

第1条 公益的法人等への山都町職員の派遣等に関する条例（平成17年山都町条例第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(公益的法人等への職員の派遣)	(公益的法人等への職員の派遣)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）</u>	(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____
(2) (略)	(2) (略)
(3) 地方公務員法 第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）	(3) 地方公務員法 <u>（昭和25年法律第261号）</u> 第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）
(4) (略)	(4) (略)
<u>(5) (略)</u>	<u>(5) 山都町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u>
3 (略)	3 (略)
(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)	(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)
第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任	(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任

用される職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）

(2)～(4) (略)

(5) (略)

用される職員

(2)～(4) (略)

(5) 山都町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(6) (略)

第3条 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年山都町条例第36号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(1週間の勤務時間)	(1週間の勤務時間)
第2条（略）	第2条（略）
2（略）	2（略）
3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間に超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。	3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員 _____（以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間に超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
4・5（略） (週休日及び勤務時間の割振り)	4・5（略） (週休日及び勤務時間の割振り)
第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、 <u>再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。	第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。
2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間	2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間

勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務

勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務

職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2) • (3) (略)

2・3 (略)

職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2) • (3) (略)

2・3 (略)

第4条 山都町職員の育児休業等に関する条例（平成17年山都町条例第37号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（3）（略）</u></p> <p><u>（4）（略）</u></p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）</p> <p>第16条 育児短時間勤務をする職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）についての給与条例の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（3） 山都町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第9条第3号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>（4）（略）</u></p> <p><u>（5）（略）</u></p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（3） 山都町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>（育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）</p> <p>第16条 育児短時間勤務をする職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）についての給与条例の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
第3条第3項 決定する	第3条第3項 決定する
決定する。ただし、育児短時間勤務職	決定する。ただし、育児短時間勤務職

		員の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする		員の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第3条第5項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする		
第4条第4項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	
第10条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第13条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第18条第4項	給料	給料の月額に算出率を乗じて得た額	給料	給料の月額に算出率を乗じて得た額
第18条第5項及び第19条第3項	給料の月額	給料の月額に算出率を乗じて得た額	給料の月額	給料の月額に算出率を乗じて得た額
(短時間勤務職員についての給与条例の特例)				
第19条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用について は、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。				
第3条第3項	決定する	決定する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第111号）	決定する	決定する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第111号）

		0号) 第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「育児任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする		0号) 第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「育児任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第3条第5項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする	第3条第5項	とする
第4条第4項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	第4条第4項	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	育児任期付短時間勤務職員	第10条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員
第13条第2項	再任用短時間勤務職員	育児任期付短時間勤務職員	第13条第2項	定年前再任用短時間勤務職員
第18条第4項	給料	給料の月額に算出率を乗じて得た額	第18条第4項	給料の月額に算出率を乗じて得た額
第18条第5項及び第19条第3項	給料の月額	給料の月額に算出率を乗じて得た額	第18条第5項及び第19条第3項	給料の月額に算出率を乗じて得た額
(部分休業をすることができない職員)				
第20条 育児休業法第19条第1項の条例に定める職員は、次に掲げる職員とする。				
第20条 育児休業法第19条第1項の条例に定める職員は、次に掲げる職員とする。				

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等）を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等）を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

第5条 山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年山都町条例第43号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(給料表)	(給料表)
第3条 (略)	第3条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。	5 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
第3条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第5項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	
(昇格及び昇給の基準)	(昇格及び昇給の基準)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。	3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

4～8 (略)

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下_____

「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの

（以下_____「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定め

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

4～8 (略)

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において

「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの

（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定め

るところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第4の自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ支給額の欄に掲げる額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額、第1号に定める額又は前号に定める額

（時間外勤務手当）

るところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び第3号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第4の自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ支給額の欄に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額、第1号に定める額又は前号に定める額

（時間外勤務手当）

第13条 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間以外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）・（2）（略）

2 再任用短時間勤務職員_____が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 （略）

4 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、1

第13条 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間以外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）・（2）（略）

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 （略）

4 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項_____の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100

00分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当は、支給しない。

6 (略)

(期末手当)

第18条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額(規則で定める職員にあっては、100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

00分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当は、支給しない。

6 (略)

(期末手当)

第18条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額(規則で定める職員にあっては、100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額（規則で定める職員にあっては、100分の115を乗じて得た額）の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額（規則で定める職員にあっては、100分の115を乗じて得た額）の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則 10 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 3 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級及び第 6 条第 1 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年山都町条例第 1 号）による改正前の山都町職員の定年等に関する条例（平成 17 年山都町条例第 31 号）第 3 条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (3) 山都町職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する異動期間（同項又は同条第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第 6 条に規定する職を占める職員
- (4) 山都町職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

10 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 12 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料

表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1 1 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1 2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第10項及び第11項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 3 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員

	<p><u>には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めると ころにより、附則第10項から前項までの規定に準じて算出した額を 給料として支給する。</u></p> <p><u>14 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対 する第18条第5項（第19条第4項において準用する場合を含 む。）の規定の適用については、第18条第5項中「給料月額」とあ るのは、「給料月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定に による給料の額との合計額」とする。</u></p> <p><u>15 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定 による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項か ら前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>行政職給料表</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>イ 医療職給料表（1）</p> <p>ロ 医療職給料表（2）</p> <p>ハ 医療職給料表（3）</p>	<p>再任用職員</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>行政職給料表</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>イ 医療職給料表（1）</p> <p>ロ 医療職給料表（2）</p> <p>ハ 医療職給料表（3）</p> <p>定年前再任用短時間勤務職員</p>

第6条 山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年山都町条例第45号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(再任用職員についての適用除外) 第18条 第4条、第4条の2及び第6条の規定は、地方公務員法第 <u>28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項</u> 若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。	(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第18条 第4条、第4条の2及び第6条の規定は、地方公務員法第 <u>22条の4第1項又は第22条の5第1項</u> 若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

第7条 山都町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第143号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。	(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。
2・3 (略) (再任用職員 _____についての適用除外)	2・3 (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)
第20条 第5条、第6条及び第8条の規定は、地方公務員法 <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項</u> 若しくは <u>第2項</u> の規定により採用された職員には適用しない。	第20条 第5条、第6条及び第8条の規定は、地方公務員法 <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める _____職員には適用しない。
附 則	附 則 3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、管理者が定める額とする。

第8条 山都町職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年山都町条例第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（報告事項）	（報告事項）
第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。	第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。
（1）（略）	（1）（略）
（2）（略）	（2）職員の人事評価の状況
（3）（略）	（3）（略）
（4）（略）	（4）（略）
（5）（略）	（5）（略）
（6）（略）	（6）（略）
（7）（略）	（7）（略）
（8）（略）	（8）（略）
（9）（略）	（9）（略）
（10）（略）	（10）（略）
	（11）（略）

第9条 山都町職員の退職管理に関する条例（平成28年山都町条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

第10条 山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年山都町条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（一般給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 任期付短時間勤務職員のに対する一般職給与条例第10条第2項第2号、第13条第2項、第19条の3の規定の適用については、これらの規定中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「<u>再任用短時間勤務職員</u>」及び山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。</p>	<p>（一般給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 任期付短時間勤務職員のに対する一般職給与条例第10条第2項第2号、第13条第2項、第19条の3の規定の適用については、これらの規定中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」及び山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。</p>